

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 管理係
許 認 可 等 名	指定介護予防支援事業者の指定（指定の更新を含む。）
根 拠 法 令	介護保険法
根 拠 条 項	第115条の22第1項（指定） 第115条の31において準用される第70条の2第1項（指定の更新）
連 絡 先	（電話 621-5587）
審 査 基 準	基 準 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22から第115条の24まで及び徳島市指定介護予防支援に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（平成27年徳島市条例第13号）に定めるとおり。
	参 考 事 項 介護報酬の解釈（社会保険研究所発行）
	設 定 等 年 月 日 平成24年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由） 総日数 10日 （ 休日を除く ） ・ 休日を含む ）
	設 定 等 年 月 日 平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）